

# 万博を契機としたオープンファクトリー情報発信 業務委託仕様書

## 1. 事業名

万博を契機としたオープンファクトリー情報発信業務（以下「本業務」という。）

## 2. 事業目的

万博開催を契機として県内に訪れる観光客等へオープンファクトリー実施企業の情報等のPRを通じ、オープンファクトリー実施企業への来訪を促し、企業の取組を後押しすることで県内産業の振興を図ることを目的とする。

## 3. 事業概要

奈良県では、2025 大阪・関西万博の開催を機に、県内におけるものづくりの技術やストーリーなど、自然や歴史・文化遺産だけに留まらない産業観光としての奈良の魅力発信や、地域産業の魅力を知り、体験してもらおうコンテンツとして、ものづくり企業等が外部に生産現場を公開・体験してもらおう取組である「オープンファクトリー」の取組を推進。

取組の一環として、令和6年度には、県内企業におけるオープンファクトリーの実施内容等を調査し「奈良県オープンファクトリーマップ（以下「マップ」という）」に取りまとめて公表した。県では、本マップ情報の発信等により、オープンファクトリーに取り組む企業のPRを行っているところ。

本事業では、令和7年度に万博開催期間中の県内誘客催事として実施される「奈良クラフト EXPO」と連動し、今事業で作成する冊子の情報とマップ情報を連動させ、県内企業のオープンファクトリーの情報を発信し、県内への誘客につなげるとともに県内産業の振興を図る。

### ※ 奈良県オープンファクトリーマップ

県内企業が実施するオープンファクトリーの体験内容や予約方法等の情報を掲載したデジタルマップ（R7. 2 現在の掲載企業数：42社。60社程度まで増加する可能性あり）

【マップの詳細】

<https://platinumaps.jp/maps/nara-openfactory>

### ※ 奈良クラフト EXPO

2025年大阪・関西万博期間中に県内誘客催事の一環として、奈良県の伝統工芸品

や農産加工品等の展示・販売を行うクラフト EXPO イベント。

【開催期間・場所】

- ① 令和7年6月6日（金）～8日（日）  
KITO FOREST MARKET SHIMOICHI（下市町）
- ② 令和7年8月22日（金）～24日（日）  
奈良県コンベンションセンター（奈良市）
- ③ 令和7年10月10日（金）～12日（日）  
新沢千塚古墳公園（橿原市）

【その他詳細情報】

<https://www.pref.nara.jp/68432.htm>

4. 委託上限金額

5,159,578 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5. 委託期間

契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで

6. 業務内容

(1) 誘客用冊子の作成

・10月開催クラフト EXPO に向けて、オープンファクトリー企業への訪問を促す冊子を作成する。冊子には少なくとも次の内容を掲載すること。

- ①巻頭にオープンファクトリーの魅力を紹介する1～2名のインタビューページ（2P程度）
- ②オープンファクトリーの魅力や楽しみ方を紹介する記事（2P程度）
- ③オープンファクトリーマップ掲載企業（※現在42社。60社程度まで増加する可能性あり）をベースとして、各企業のオープンファクトリー実施情報を掲載（1ページあたり複数社掲載を想定）（14P程度）
- ④掲載企業の地図（2P程度）
- ⑤オープンファクトリー企業を含めた周遊ルートの紹介（5ルート以上）（1ルートあたり2P程度）
- ⑥表紙・その他関連情報（2P程度）

・上記内容を含めて必要なページ数（A4、32ページ相当以上）で、3000冊以上作成すること。

・製本の仕様（規格・印刷色・用紙等）については適切な仕様を提案すること。

(2) オープンファクトリーの魅力紹介記事の作成

- ・（1）の冊子の内容①②に掲載するオープンファクトリー魅力紹介記事につ

いて、記事のテーマ、インタビュー内容、対象者の検討・選定方法を提案し、記事を作成すること。

- ・ ①のインタビュー記事作成のための取材及び必要な準備を行うこと（取材数は2件程度とする）。

### (3) オープンファクトリーマップ掲載情報の作成

- ・ (1)の冊子の内容③の作成にあたり、マップ掲載企業に対して下記の事項の確認・聞き取りを行うこと。
  - (ア)マップに掲載されている基本情報の確認（体験内容、製品・サービスの内容等現在の掲載情報の確認）
  - (イ)（ア）以外で新たに掲載すべき情報の確認（来訪者向けの特典等）
- ・ (イ)については適切な内容を提案し、県と協議の上決定すること。
- ・ 聞き取りについては、メール、電話、アンケート調査等の適切な方法により行うこと。
- ・ マップ掲載企業の連絡先は、発注者が提供する。

### (4) オープンファクトリー企業を含む県内周遊ルートの作成

- ・ (1)の冊子の内容⑤については、万博を契機として県内を訪れる観光客等をマップ掲載企業へ誘客するための宿泊を伴う周遊ルートを5つ以上提案し、取材等を行ってルートを作成すること。
- ・ 1つの周遊ルートは、冊子に掲載する企業を2社以上含んだ上で、観光拠点、文化施設、飲食店等の周遊スポットを合わせて6社（件）以上含む内容とする。
- ・ 周遊ルートの提案に当たっては、県が事前にオープンファクトリー実施企業から周辺情報として観光拠点、文化施設、飲食店等の周辺施設を確認しているため、これらの情報も参考に周遊スポットを選定すること。
- ・ 提案した周遊ルートに含まれる企業や周遊スポット等に必要な取材を行い、(1)の冊子作成に必要な情報収集及び写真撮影を行うこと（取材数は、ルートごとに6か所以上、計30箇所以上とする）。
- ・ ルート提案に当たっては、奈良県内の産業と観光をつなぐようなテーマを設定すること。なお、周遊ルート内の掲載企業と周遊スポット等は必ずしも徒歩で周遊できるような近接性にはこだわらず、車で周遊するルートの他、公共交通機関を利用したルートも提案すること。

### (5) 掲載企業の地図

- ・ (1)の冊子の内容④に掲載する地図について、(3)と(4)の内容を踏ま

え、県内のオープンファクトリー実施企業及び周遊ルートを含んで作成すること。

(6) 中間報告

- ・ (3) のマップ掲載企業に関する情報及び (4) の周遊スポットの一部については、オープンファクトリーマップに掲載し、8月22日～24日の期間に開催される「奈良クラフト EXPO (2回目)」に合わせ情報発信を予定している。このため、8月1日までに、(3) の情報収集と、(4) のうち2ルート以上の周遊ルートに関する企業や周遊スポットの情報収集を完了させること。
- ・ なお、報告を受けた情報のオープンファクトリーマップへの反映は、県で実施する。

(7) 納品 (10月3日)

- ・ (1) で作成する誘客用冊子は、10月10日～12日の期間に開催される「奈良クラフト EXPO (3回目)」での配布を予定しているため、10月3日までに県に納品すること。また、1000冊はクラフトフェア会場へ、2000冊以上は県が指定するすべての箇所 (75件程度) に梱包・発送すること。

7. 成果物の提出

受託者は、(1) を令和7年10月3日まで、(2) を令和7年12月26日までに提出すること。

(1) 誘客用冊子

(2) 委託業務の実施により得られた以下の成果物を含む実績報告書

- ・ 誘客用冊子の電子データ
- ・ 6の業務により得られた取材結果の議事録及び写真
- ・ その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

8. 業務処理の注意事項

- 本事業の遂行に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、県との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- 県から業務に改善を求めた場合、受託事業者は速やかにこれに対応しなければならない。

## 9. 再委託に関する事項

### (1) 再委託等の禁止

- 1 受託事業者は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託事業者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により県の承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合において、受託事業者は第三者の行為について県に対して全ての責任を負うものとする。

(2) 受託事業者は、本事業の一部を再委託することができるが、その場合は、事前に再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。

(3) 再委託先において、本業務仕様書に定める事項に関する業務違反、義務を怠った場合には、受託事業者が一切の責任を負うとともに、県は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

(4) 再委託先における情報セキュリティ要件は以下のとおりとする。

- (ア) 県から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- (イ) 受託事業者は再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し、県に報告すること。
- (ウ) 受託事業者は、再委託先の資本会計・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績に関して、県から求めがあった場合には、情報提供を行うこと。
- (エ) 受託事業者は、委託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること。
- (オ) 上記ア～エについて再委託先が、さらに再委託を行う場合も同様とする。

(5) 本業務を複数業者が連携（再委託を含む）して実施する場合には、参画する各業者の役割分担等を明示すること。

## 10. その他留意事項

### (1) 個人情報の取り扱い

受託事業者は、本業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

### (2) 仕様変更について

県は、本業務実施過程で本業務仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、

受託事業者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託事業者は委託費の範囲内において本業務仕様書の変更に応じること。

(3) 著作権の取り扱い

本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(4) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、県の責に帰すべきものをのぞき、全て受託事業者の責任において処理すること。

(5) 公契約条例に関する遵守事項

別記の「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。

(6) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、県と受託事業者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。

以 上

<別記>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本事業を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。